

扶桑町議会議員一般選挙が行われます

扶桑町議会議員一般選挙

投票日 4月27日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

投票のできる方

昭和63年4月28日以前に出生した方で、選挙人名簿に登録されている方。

投票には入場券をお持ちください

投票所には、選挙管理委員会から送付した「入場券」をお持ちください。

また、入場券の届いていない場合や、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票することができます。投票所で係員に申し出てください。

期日前投票

投票日前でも直接投票箱に投票できます。

* 投票を行うことができます

選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方

* 投票期間 4月23日(水)～4月26日(土)

* 投票時間 午前8時30分～午後8時

* 投票場所 期日前投票所

(扶桑町役場2階第1会議室)

郵便による不在者投票制度

身体に重度の障害のある方は、特例として投票所へ行かずに郵便で不在者投票をすることができます。

● 郵便による不在者投票のできる方

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、障害の程度が左の表に該当する方、又は、介護保険法による要介護状態区分が「要介護5」の方です。

郵便による不在者投票をしようとする方は、まず、選挙管理委員会や身体障害者手帳又は介護保険被保険者証を提示して「郵便投票証明書」の交付を受けてから、次の手順で投票してください。なお、「郵便投票証明書」の有効期限を過ぎている方は、早めに再交付を受けてください。

障害の種類	障害者手帳
両下肢・体幹・移動機能	1級又は2級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級又は3級
免疫	1級～3級
介護保険要介護状態区分	要介護5

● 郵便投票の手続き

① 投票日の4日前までに、選挙管理委員会へ郵便投票証明書を提示して投票用紙の交付を申請してください。

② 投票用紙などは、選挙人の住所へ郵送されるので記入のうえ選挙管理委員会へ郵送してください。

文字の書けない方も投票できます

文字の書けない方は、その旨を投票所の係員に申し出てください。厳正な立会のもとに、あなたが投票したい候補者の名前を係員が代筆します。

選挙に関するお問合せ

● 扶桑町選挙管理委員会(扶桑町役場総務課内) 内線212

◆投票所はこちらです

投票所（投票場所）		投票区の区域
柏森第2（柏森小学校）	柏森第1（柏森南保育園）	北新田、羽根、羽根西、村田機械寮
（斎藤学習等供用施設）	（山名西学習等供用施設）	東川西、東川南、東川北、東川住宅、高雄団地
（山名学習等供用施設）	（山名学習等供用施設）	北定松、福塚、高木東、高木西、ミサワセラミック寮
（山名学習等供用施設）	（山名学習等供用施設）	南新田、南新田住宅、南定松、平塚、公団住宅
（山名学習等供用施設）	（山名学習等供用施設）	宮島、伊勢埴、扶桑台
（山名学習等供用施設）	（山名学習等供用施設）	小淵、大門、前野、野田、西村、フジイ金型寮、寺前、アサヒフォージ社宅、扶桑紡績寮
（山名学習等供用施設）	（山名学習等供用施設）	斎藤東、斎藤西、斎藤中、斎藤北、斎藤南、緑ヶ丘
（山名学習等供用施設）	（山名学習等供用施設）	柏森西、柏森南、日本デコラックス寮、中島
（山名学習等供用施設）	（山名学習等供用施設）	柏森東第1区、柏森東第2区、柏森北、花立、柏森レインボー

選挙事務アルバイトを募集します

総務課 内線213

4月27日執行の扶桑町議会議員一般選挙の選挙事務アルバイトを次の要領で募集します。

▼募集人員 20名

▼応募資格

18歳以上50歳未満の方

▼勤務場所 町内10箇所の投票所の内、指定する投票所

▼勤務時間

午前6時30分～午後8時30分

▼賃金 日給14,000円

▼勤務内容 投票の受付事務

▼その他 昼食は、選挙管理委員会で用意します。

ご希望の方は、総務課に備え付けの申出書に必要事項を記入の上、4月8日（火）までに総務課に提出してください。

地震対策補助金の延長について

地震対策補助金が平成20年度の1年間に限り延長することとなりました。

* 補助対象者

家具の転倒防止器具の取り付け、ガラスの飛散防止フィルムの取り付け、家具の落下防止器具の取り付け等の地震対策を実施した、扶桑町に住民登録又は外国人登録があり居住している世帯主の方が対象です。（一世帯につき1回限りです。）

* 補助金の額

平成18年4月以降に実施した地震対策経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の4/5の額（100円未満は切り捨て。）で最高限度額は一世帯あたり1万円です。

* 申請手続きについて

領収書又はレシート・補助金受取口座番号・印鑑を準備して総務課へ申請してください。

* 申請及び問合せ

総務課防災担当（内線214）

木造住宅無料耐震診断・木造住宅耐震改修費補助金の受付について

町では、地震による木造住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心なまちづくりの推進を図るため、木造住宅の無料耐震診断・耐震改修費補助を実施しています。

* 対象

○ 木造住宅無料耐震診断（大地震に対して、その住宅が必要な耐震性能を有しているかどうか判断するための調査です。）

・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（プレハブ・ツーバイフォー・鉄骨造は除きます）
・総務課で配布する簡易耐震診断表で安全の判定が出なかったもの。

○ 木造住宅耐震改修費補助金（大地震発生時、木造住宅の倒壊を防ぐための耐震改修工事にかかる費用の補助）

・町が行う耐震診断の結果、総合判定が1.0未満と診断された木造住宅を1.0以上とする耐震改修工事
・補助金額 工事費用の1/2（上限60万円）

* 申請及び問合せ

総務課防災担当（内線214）